

平成29年度
随時監査報告書

(扇田病院の診療報酬等の会計事務処理及び
委託している医事業務の状況について)

大館市監査委員

29 監 発 第 23 号

平成 29 年 9 月 25 日

大館市監査委員 長谷部 明 夫

大館市監査委員 佐 藤 英 夫

大館市監査委員 小棚木 政 之

随時監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づき平成 29 年度随時監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を次のとおり報告する。

目 次

1	監 査 の 種 類	1
2	監 査 の 対 象	1
3	監 査 の 期 間	1
4	監 査 の 目 的	1
5	監 査 の 方 法	1
6	監 査 の 結 果	2
	ま と め	5

平成 29 年 度 随 時 監 査

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく随時監査

2 監査の対象

扇田病院の診療報酬等の会計事務処理及び委託している医事業務の状況

3 監査の期間

平成 29 年 9 月 1 日から 9 月 8 日まで（実質 6 日間）

4 監査の目的

今回、扇田病院の外来診療費自己負担金について、医事業務委託業者従業員による多額、長期にわたる着服が判明したことから、扇田病院の診療報酬等の会計事務処理及び委託している医事業務の状況を調査することにより、なぜこのような事件が起きたのか、なぜ事件を防げなかったのか、なぜ長期にわたり発見できなかったのかを検証するとともに、公金の取り扱いに対する内部統制機能を確保し、公金の適正な管理体制の構築に資することを目的とする。

5 監査の方法

監査の実施にあたっては、扇田病院に対し事前に調査資料の提出を求め、下記の着眼点に留意し、当該会計事務処理及び委託している医事業務が適切に行われているかを調査した。また、扇田病院に赴き、医事システムや収納業務処理状況、現金取扱状況について病院職員から説明を聴取り監査を行った。

なお、委託している医事業務の状況については、扇田病院から契約書の内容に基づき聞き取り調査した状況を記載しているものである。

- (1) 経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。
- (2) 執行機関での職務権限及び責任体制は明確になっているか。職員の配置、業務分担、業務量は適正か。
- (3) 委託業者内の職務権限及び責任体制は明確になっているか。職員の配置、業務分担は適正か。
- (4) 委託した医事業務が契約書に基づき適正に履行されているか。また、執行機関による確認は行われているか。
- (5) 収納業務は適正に行われ、収納金は適切に保管されているか。
- (6) 委託業者に対する指導、監督、連絡等は適切に行われているか。

6 監査の結果

(1) 扇田病院の組織体制

扇田病院は、病床数 104床、4診療科で診療を行っており、平成 28年度における患者数は入院が 31,931人、外来が 30,264人で、外来の一日平均患者数は 125人である。

職員(非常勤職員を除く)は病院事業管理者のほか、医師、技師などの診療局 17人、看護部 53人、事務局は 7人で構成されている。このうち診療に係る医事業務及び会計業務には 6人が携わり、委託業者が受領した収納額や保険請求額の確認及び調定、未収管理、介護給付費請求、人間ドックや公衆衛生活動などに関する業務を行っている。

(2) 委託業務契約の内容

・外来医事業務

(新患受付業務、再来受付業務、カルテ受付窓口業務、診療入力業務、保険(診療報酬)請求業務、その他外来医事業務、内科外来クラーク業務、夕やけ診療業務)

・入院医事業務

(入院登録業務、伝票収集業務、診療入力業務、会計登録業務、保険請求業務、入院カルテ管理業務、医事会計コンピュータ・オペレータ業務、ドック・健診業務、その他入院医事業務)

・収納業務

(外来一部負担金・入院費収納業務、窓口会計患者呼出業務、レジスターへの打ち込み、領収書とレジスターとの金額照合、集計表の作成、金種及び残金の確認)

・病棟事務業務

(入院に関する業務、退院に関する業務(死亡退院を含む)、転院・転棟に関する業務、外来診察に関する業務、対応に関する業務、食事に関する業務、検査伝票・指示表に関する業務、各種書類の業務、病棟事務業務に関する業務、医事係への連絡に関する業務、その他病棟事務で病院と協議し実施する業務)

(3) 委託先の組織体制

・業務管理責任者 1人

・医事業務担当者 計 17人

(現場責任者(外来医事業務リーダー兼務) 1人、外来医事業務担当 6人、入院医事業務リーダー 1人、入院医事業務担当 2人、収納業務担当 2人、人間ドック業務担当 2人、病棟事務業務担当 3人)

(4) 現金の取り扱い状況、保管状況、チェック体制

収納業務担当は 2人体制となっており、外来医事業務のリーダーが収納業務についてもチェックを行っている。事件当時は 1人は 4.25時間のパートで、7時間勤務の同一人物が収納業務とシステムへの入力を長期にわたり担当し、収納業務に対する統括責任者はいなかった。

収納金の保管場所は、日中は収納業務担当者の机の引き出しが金庫がわりに使用されている。これは、以前金融機関が収納業務を担当していた当時の形態である。8時30分と11時、15時の3回収納金を集計し、8時30分と11時集計分は午後に金融機関の集金員へ引き渡す。15時集計分とその後の収納金は、業務終了時に病院職員が管理する大金庫に保管し施錠している。

収納業務担当が集計した収納金は病院職員が現金と領収書控、ジャーナルの金額、日計表とを突合しチェックしている。事件後は委託業者の現場責任者が確認して決裁し、その後、病院職員が確認している。

(5) 外来診療費自己負担金着服事件について

① 事件の概要（扇田病院からの聞き取りによる）

平成29年6月21日に、病院職員が5月分外来診療費自己負担金の調定額を集計したところ、前月比で1,993,862円、率にして143.6%と大幅に増加していたため不審に思い、4月分を調査したところ、4月分領収書控の中に集計表に記載されていないものが多数発見された。これに端を発し事件が発覚した。扇田病院及び委託業者が、当時収納業務を担当していた元従業員から事情聴取したところ、長年にわたり着服を続けていたことを認めた。元従業員は、平成16年に比内町立扇田病院が医事業務を委託していた(株)ニチイ学館の従業員として窓口収納業務を担当し、平成22年に委託先が東北ビル管財(株)に変わると、同社に移籍して窓口収納業務を続けていたが、今年4月に担当業務の異動を命ぜられたことから退職した。着服の手口は、当日納入された現金と領収書控を抜き取り、医事システムの日計表から該当者の収納データを削除し、抜き取った領収書控は後日領収書控の束に戻していた。着服金額は、平成20年3月から平成29年4月までの判明している分で1億1,792万434円となっている。

② 事件が起きた原因

今回の事件が起きてしまった原因として、委託している医事業務のうち収納業務について、着服した委託業者の元従業員が平成16年から平成29年まで担当しており、現金の取り扱い及びシステムへの入力業務を同一人物に長期にわたり担当させていたことで、現金及び領収書控の抜き取りや日計表のデータ改ざんを可能とし、着服の機会を与えてしまったことが最大の原因と考えられる。また、医事システムでは自己負担金を日計表で集計するが、意図的な削除が可能でその痕跡も残らず、扇田病院ではそのような機能を把握していなかった点もあげられる。

③ 事件を防げなかった原因

今回の事件を防げなかった原因としては、委託業者側の収納業務における責任体制及び不正防止のための管理体制が不備で機能していなかったことが考えられる。

また、扇田病院側のチェック体制も、現金、領収書控、ジャーナルの金額、日計表を突合するという収入金額の一面的な確認作業のみで、請求書を発行した外来診療費自己負担分全体の把握や受診患者数の照合など多面的なチェック体制となっていなかったことがあげられる。

④ 事件が長期間発覚しなかった要因

事件が長期間発覚しなかった要因として、委託業者が平成 27年 9月に収納業務担当者の業務異動を打診したが異動を拒否されたため、そのまま継続して収納業務を行わせてしまうなど、上記に記載した委託業者側の業務管理体制が不備で、内部統制機能が働いていなかったことが考えられる。

また、扇田病院側も長年にわたり画一的なチェック体制となっていたこと。診療費の保険分と自己負担分の予実管理ができていなかったこと。そして、着服金額が徐々に増加していったことにより、患者数の減少や後期高齢者医療制度への移行などによる自己負担分の減少と相まって気づかれにくくなっていたことなど、複数の要因があげられる。

⑤ 損害金額の確認方法

平成 29年 4月分及び㈱ニチイ学館に委託していた平成 22年 6月分までは、扇田病院で日計表と領収書控を突合し、日計表に記載されていない領収書控分を損害金額と認定している。平成 22年 6月から平成 29年 3月分は、その間の委託業者である東北ビル管財㈱の従業員に扇田病院内で照合作業を行わせ、病院職員が金額を確認している。また、医事システムに残っている 500日分のデータについても照合を行っている。

⑥ 再発防止に向けた取り組み

扇田病院では、月次で診療報酬請求内訳の保険請求金額から逆算して自己負担金を算出し、月間調定額と一致するか点検している。また、当日の受診者名簿と患者別日計表を照合し、受診者がすべて記載されているか確認している。さらに、11月から総合病院と同じようにPOSシステムのレジを窓口収納業務に導入し、売上金額を自動集計する。

委託業者に対しては、8月 29日に「窓口収納業務に伴う重要事項確認書」を取り交わし、窓口収納業務は複数担当者が交代あたり、現金の引き渡しにあたっては検収印を押して責任者を明確にするよう、また、金銭取扱業務に従事する者は窓口収納業務担当期間が 3年を超えないことなどを確認している。

まとめ

本件は、扇田病院が医事業務を委託している業者の元従業員が、窓口収納業務において長年にわたり患者が窓口で納付した外来診療費を病院へ引き渡さずに着服していたもので、市民の信頼を裏切り病院事業に対する信用を失墜させることとなり、その影響は計り知れないものがある。

窓口収納業務は、委託契約により受注者側の責任において収納し、発注者である病院側へ引き渡す義務があり、今回の着服事件は、収納窓口業務を一人の職員に長年にわたり担当させ統括管理する者がいなかったなど、医事業務を受託した業者側の委託業務に対する責任体制や管理体制が十分機能していなかったことが要因と考える。

病院側が行った委託業者への聞き取り調査では、過去に窓口業務の担当替えを試みたようであるが本人の拒否により実現できなかったことがあり、これが事件の発見を遅らせさらに被害を拡大させた要因の一つとなっている。

一方、病院側は、業者側から提出される報告に対し十分なチェックを行わないまま事務的な会計処理しか行っておらず、病院事業を経営する者として統計的な分析を含め多方面からチェックを行っていれば金額の不自然さに気づくことも可能で、経営意識の低さが今回の事件を長期化させたものである。

医事業務は、病院事業の根幹となる診療収入を確保する重要な部署であり、たとえ業務を委託していても、病院事業を経営する者として常に患者数や診療収入の動向を把握し最善の対策を構築していくことが必要であるが、委託業務や医事システムの内容を十分に把握しておらず認識不足もあった。

また、着服額は、平成 20年 3月以降の領収書控及び日計表並びに医事システムにある 500日分の収納データでしか確認方法がなく、平成 20年 2月以前の領収書等の証拠書類は既に廃棄されていることから着服額の全容解明は困難となっている。

事件発覚後に病院職員による着服金の確認作業や委託業者側への聞き取り調査を行っているが、長期にわたり 1億円を超える金額が着服されていることを考えると、事件解明と再発防止のため第三者を加えた調査機関による調査実施が必要と思われる。

事件後、病院及び受託業者側では、収納業務内容やチェック体制の見直しを行い、POSレジシステムの導入決定や追加の重要事項確認書の取り交わしを行い再発防止に努めているが、日常の点検業務の重要性を認識し、業務改善を意識しながら再発防止に努めるとともに、常に経営意識をもって取り組む必要がある。

今回の着服事件で被害を受けた損害金については、全額回収に向け全力で取り組むことを望むものである。